

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日のときは、翌日の翌日)

## 目次

### ◇ 告 示

国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの(保険課)

結核予防法による医療機関の指定(健康対策課)

結核予防法による指定医療機関の指定の辞退(〃)

土地改良法による換地計画の決定(農村整備課)

木材業者等の登録(林務課)

開発行為に関する工事の完了(二件)(都市計画課)

### ◇ 公 告

### ◇ 正 誤

自衛官の募集(消防防災課)

平成二年十二月鳥取県公安委員会規則第三号中訂正

平成二年十二月十八日付鳥取県公報第六千二百二十九号中訂正

## 告 示

鳥取県告示第十七号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条の規定により、次のとおり告示する。

平成二年十二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
涌谷医院	西伯郡日吉津村大字日吉津四三六一一	平成二年十一月一日
山形歯科医院	鳥取市松並町二丁目五二八一	平成二年十一月十五日
前田歯科医院	八頭郡河原町大字渡一本二六一一	平成二年十一月十六日
医療法人社団佐伯医院	日野郡江府町大字江尾一九九七	平成二年十一月六日
岡本歯科医院福山診療所	倉吉市福山一三五	平成二年十一月九日
福島歯科医院	倉吉市伊木二四一一三	〃
岡本歯科医院浦安診療所	東伯郡東伯町大字浦安一〇二一二	〃

鳥取県告示第千十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成二年十二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
涌谷医院	西伯郡日吉津村大字日吉津四三六一一	平成二年十二月十日
久野内科医院	米子市富益町二二六五一一	〃
医療法人社団佐伯医院	日野郡江府町大字江尾一九九七	〃
田中整形外科医院	鳥取市行徳は三三二一	〃

鳥取県告示第千十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があったので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成二年十二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
涌谷医院	西伯郡日吉津村大字日吉津四三六一一	平成二年十一月三十日
佐伯医院	日野郡江府町大字江尾一九九七	平成二年十二月二十一日
田中整形外科医院	鳥取市行徳は三三二一	平成二年十二月二十六日

鳥取県告示第千二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る北谷地区第三工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成二年十二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
平成三年一月四日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てると。

鳥取県告示第千二十一号

鳥取県木材業者及び製材業者登録条例（昭和三十年十二月鳥取県条例第三十四号）第六条第一項の規定に基づき、木材業者及び製材業者を次のとおり登録したので、同条第二項の規定により告示する。

平成二年十二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

木材業者

登録番号	登録年月日	住所又は所在地	氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
米木第一二号	平成二年十月四日	米子市熊党三一九一七	矢田貝 孝男
〃 第一三号	〃 十一月三十日	〃 旗ヶ崎七丁目一十九	外材産業株式会社 代表取締役 川崎 洋
日本第四号	〃 四月二日	日野郡溝口町畑池三四九	長尾 啓史
〃 第五号	〃 八月三十一日	岡山県真庭郡勝山町大字若代三二〇三	磯田木材有限会社 代表取締役 磯田 豊夫

製材業者

登録番号	登録年月日	住所又は所在地	氏名又は法人の名称及び代表者の氏名
米製第二号	平成二年八月十日	米子市上安曇二八五	有限会社フリーウッド 代表取締役 遠藤 和夫
第三号	十月十九日	境港市外江町三六六六	平成木材株式会社境港支社 常務取締役 境港支社長 玄行 英男

鳥取県告示第千二十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成二年十二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成二年十月五日 鳥取県指令受米土維第五百四十一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市旗ヶ崎九丁目

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市旗ヶ崎八丁目一三一二〇

鷺見要治

鳥取市南吉方一丁目八七

ミサワホーム鳥取株式会社

代表取締役 金澤泰治

鳥取県告示第千二十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

平成二年十二月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成元年十月二日 鳥取県指令受都計三一三第二号

二 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡淀江町大字小波字福田原

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市車尾九三〇一

鳥取ダイハツ株式会社

代表取締役 大門 宏

公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定に基づき、平成2年度第4次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり公告する。

平成2年12月28日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 1 採用する自衛官  
二等陸士、二等海士及び二等空士（男子）
- 2 募集期間  
平成3年1月1日から同年3月31日まで
- 3 試験期日  
募集期間中の毎日。ただし、次に掲げる日を除く。  
ア 日曜日  
イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 4 試験場  
ア 鳥取市鍛冶町18-3 自衛隊鳥取地方連絡部  
イ 倉吉市山根字早見田540-1 パールビル内 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所  
ウ 米子市東町327 古矢ビル内 自衛隊鳥取地方連絡部米子募集事務所

所

- 5 採用予定月  
募集期間中の毎月
- 6 その他

(1) 応募資格

採用予定月の1日現在で満18歳以上27歳未満の日本国籍を有する者で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、自衛隊法（昭和29年法律第169号）第38条第1項に定める欠格事項に該当しないものとする。

(2) 試験種目

- ア 筆記試験（国語（作文を含む。）、数学及び社会）
- イ 身体検査
- ウ 適性検査
- エ 口述試験

正 監

平成二年十二月鳥取県公安委員会規則第三号中次の箇所に誤りがあつたので訂正する。

頁 録 行 監 正

六 ト ニ

若桜警察官若桜町駐在所

若桜町若桜警察官駐在所

平年二年十二月十八日付鳥取県公報第六千二百二十九号中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 段 誤 正  
九 下 林業技能作機士 林業技能作業士

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円(送料を含む。)】